

# やまゆりホーム運営規定

〈 指定通所介護事業・指定介護予防通所介護 〉

(目的)

## 第1条

指定通所介護（指定介護予防通所介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

(運営方針)

## 第2条

- 1、指定通所介護は、利用者の要介護状態等・心身の特性を踏まえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事の介助、日常生活上の必要な世話及び機能訓練を行う。
- 2、指定介護予防通所介護は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指す。

(事業所の名称等)

## 第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 やまゆりホーム
- 2 所在地 横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号

(職員の職種、員数及び職務内容)

## 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 管理者は、業務の管理を一元的に担当する。
- (2) 生活相談員 2名 (1名兼務) 利用者及びその家族の生活相談等を行う。
- (3) 介護職員 12名 (1名兼務) 利用者の身体介護及び生活介護等に従事する。
- (4) 看護職員 2名 (兼務) 利用者の療養に係る医療補助的な看護等に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 2名 (兼務) 利用者の身体機能の維持、回復に必要な訓練の指導等に従事する。
- (6) 管理栄養士 1名 栄養状態に関しての課題に対して必要な指導等に従事する。

(営業日及び営業時間)

## 第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日（祝日を含む）とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 休日 土曜日、日曜日 年末年始（12月29日から1月3日）
- (4) サービス提供時間 午前10時から午後4時10分までとする。（送迎時間は含まない）
- (5) 延長サービス時間帯 提供後 午後4時10分～午後5時30分まで

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

1日定員 35人 (1単位35名)

(事業所の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容及び利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容

日常生活上の援助 健康状態の確認 口腔ケア 機能訓練サービス 送迎サービス  
入浴サービス 食事サービス 栄養改善サービス 相談・援助に関すること

(2) 利用料

利用料は、厚生労働大臣が定める基準及び、やまゆりホーム運営規定による。

(3) その他の費用の額

別表1に定める金額とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(事業の実施地域)

第8条 通常の送迎実施地域は、次のとおりとする。

横浜市 鶴見区、港北区

(利用に当たっての留意事項)

第9条 通所介護サービスを受ける利用者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護事業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 他の利用者の迷惑となる言動は慎むこと。
- (3) 施設の設備・備品等は大切に扱い、許可無く移動又は持ち出してはならない。
- (4) 喫煙は指定の場所で行い、歩行喫煙はしてはならない。
- (5) その他の通所介護が快適に実施できるよう相互に協力しなければならない。

(身体的拘束に関する事項)

第10条

指定通所介護(指定介護予防通所介護)サービスを提供するにあたり、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。利用者又は他利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合については、この限りではない事とする。

(緊急時における対応等)

第11条

- 1、利用者に病状の急変等緊急の事態が発生した場合には、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡する等適切な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2、利用者に対する通所介護(介護予防通所介護)サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

#### 第12条

指定通所介護（指定介護予防通所介護）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

#### 第13条

- 1、事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

#### 第14条

- 1、非常災害に備えて、消防計画、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。
- 2、非常被害に備えるため、事業所に自衛消防隊を設置する。

附則(施行日)

- 第15条      この規定は平成12年 4月1日から施行する。  
                 この規定は平成14年 8月1日から施行する。  
                 この規定は平成14年10月1日から施行する。  
                 この規定は平成17年10月1日から施行する。  
                 この規定は平成19年 1月1日から施行する。  
                 この規定は平成21年 7月1日から施行する。  
                 この規定は平成22年 9月1日から施行する。

横浜市鶴見区獅子ヶ谷2丁目15番18号

社会福祉法人      横浜鶴声会  
特別養護老人ホーム      やまゆりホーム  
   施設長      晝間 勝

やまゆりホーム 通所介護・介護予防通所介護 運営規定 別表 1

項目	金額	内容の説明
① 食費	700円	1回の料金（昼食）
② おむつ代	パンツ式（Mサイズ） 150円/枚 （Lサイズ） 170円/枚 尿取りパット 30円/枚	利用者の希望で提供した場合 （持参の場合は無料）
③ 教養娯楽費	利用者に事前説明・了承の上、内容ごとに実費徴収。	希望者を募って実施する行事代、利用者の趣味活動・クラブ活動・レクリエーションに提供する材料費等。
④ 日用品費	利用者に事前説明・了承の上、品目ごとに実費徴収。	利用者の希望で提供した場合。
⑤ 延長料金	延長1時間につき 2,100円（税込） 1時間を超え 30分増すごとに 1,050円（税込）加算最大延長 17時 30分まで。	利用者の希望により、通常の利用時間を越えてサービスを提供する場合に要する費用。
⑥ キャンセル料 （利用者負担 1割分に対して）	前々日 0% 前日 50% 当日 100%	
⑦送迎費用	①事業所から片道おおむね3キロメートル未満。 525円 ②事業所から片道おおむね3キロメートルを超える場合。 1,050円	サービス実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。